

八監第243号  
令和6年8月27日

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員 浅川昌孝  
同 木虎孝之  
同 前園正昭  
同 鑄方淳治

令和5年度八尾市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、八尾市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

# 令和5年度 八尾市財政健全化審査意見書

## 第1 審査の対象

令和5年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和6年7月26日から同年8月26日まで

## 第3 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

## 第4 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれもおおむね適正に作成されているものと認められた。

年度・基準 各比率	5年度	対前年度 増減	4年度	3年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	— (0.05%の黒字)	—	— (0.09%の黒字)	— (0.90%の黒字)	11.25%の赤字	20.00%の赤字
②連結実質赤字比率	— (18.74%の黒字)	—	— (22.49%の黒字)	— (21.80%の黒字)	16.25%の赤字	30.00%の赤字
③実質公債費比率	3.1%	△0.3%	3.4%	3.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	— (9.2%の超過)	—	— (14.5%の超過)	— (8.5%の超過)	350.0%	

注1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ、赤字額がないため「—」と表示し、参考のため黒字の比率を( )内に表示している。

2 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を超過したため「—」と表示し、参考のため、その超過した額の標準財政規模から一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(以下「元利償還金等」という。)に係る基準財政需要額算入額を減じた額に対する比率を( )内に表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

本年度の一般会計等の実質収支額は3,468万5千円の黒字となったことから、実質赤字比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分	5 年 度	対前年度増減	4 年 度	3 年 度
実 質 赤 字 比 率 A/B	— (0.05%の黒字)	—	— (0.09%の黒字)	— (0.90%の黒字)
実 質 収 支 額 A	34,685	△21,644	56,329	549,851
一 般 会 計	34,685	△21,644	56,329	549,851
土地取得事業特別会計	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0	0	0	0
標 準 財 政 規 模 B	61,493,041	1,458,345	60,034,696	60,941,803
標 準 税 収 入 額 等	44,683,516	1,526,546	43,156,970	41,214,292
普 通 交 付 税 額	15,344,246	889,759	14,454,487	14,114,988
臨時財政対策債発行可能額	1,465,279	△957,960	2,423,239	5,612,523

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、全会計(財産区特別会計を除く。)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。

本年度の連結実質収支額は115億2,735万2千円の黒字となったことから、連結実質赤字比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分	5 年 度	対前年度増減	4 年 度	3 年 度
連 結 実 質 赤 字 比 率 A/B	— (18.74%の黒字)	—	— (22.49%の黒字)	— (21.80%の黒字)
連 結 実 質 収 支 額 A	11,527,352	△1,979,370	13,506,722	13,286,593
一 般 会 計	34,685	△21,644	56,329	549,851
土地取得事業特別会計	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0	0	0	0
国民健康保険事業特別会計	114,815	△108,385	223,200	394,616
介護保険事業特別会計	153,366	△105,721	259,087	140,022
後期高齢者医療事業特別会計	187,309	137,155	50,154	40,185
病 院 事 業 会 計	5,801,310	△1,451,040	7,252,350	6,445,780
水 道 事 業 会 計	2,978,341	△530,376	3,508,717	3,705,494
公 共 下 水 道 事 業 会 計	2,257,526	100,641	2,156,885	2,010,645
標 準 財 政 規 模 B	61,493,041	1,458,345	60,034,696	60,941,803

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、元利償還金等の標準財政規模に対する比率である。

令和3年度から令和5年度までの3か年の単年度実質公債費比率を平均した本年度の実質公債費比率は3.1%で、前年度に比べ0.3ポイント良化し、早期健全化基準(25.0%)との比較においては、これを下回っている。

(単位：千円)

区 分	5 年 度	対前年度増減	4 年 度	3 年 度
実 質 公 債 費 比 率	3.1%	△0.3%	3.4%	3.7%
単年度実質公債費比率 (A-B-C)/(D-C)	2.71435%	△0.64068%	3.35503%	3.41188%
地 方 債 元 利 償 還 金 等 A	13,295,841	△434,051	13,729,892	13,729,066
元利償還金に充てられる 特定財源 B	3,333,199	54,534	3,278,665	3,235,515
元利償還金等に係る 基準財政需要額算入額 C	8,524,902	△205,034	8,729,936	8,711,516
標 準 財 政 規 模 D	61,493,041	1,458,345	60,034,696	60,941,803

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を減じた額に対する比率である。

本年度は、充当可能財源等が将来負担額を48億8,933万6千円超過したことから、将来負担比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分	5 年 度	対前年度増減	4 年 度	3 年 度
将 来 負 担 比 率 (A-B)/(C-D)	— (9.2%の超過)	—	— (14.5%の超過)	— (8.5%の超過)
将 来 負 担 額 A	155,706,665	△2,058,856	157,765,521	163,234,021
充 当 可 能 財 源 等 B	160,596,001	△4,641,010	165,237,011	167,701,781
充 当 可 能 基 金 額	13,908,601	1,053,453	12,855,148	11,285,686
特 定 財 源 見 込 額	43,057,694	△806,296	43,863,990	44,185,308
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	103,629,706	△4,888,167	108,517,873	112,230,787
標 準 財 政 規 模 C	61,493,041	1,458,345	60,034,696	60,941,803
元利償還金等に係る 基準財政需要額算入額 D	8,524,902	△205,034	8,729,936	8,711,516

# 令和5年度 八尾市経営健全化審査意見書

## 第1 審査の対象

令和5年度八尾市病院事業会計、八尾市水道事業会計及び八尾市公共下水道事業会計決算に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和6年7月26日から同年8月26日まで

## 第3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

## 第4 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれもおおむね適正に作成されているものと認められた。

年度・基準 各比率	5年度	4年度	3年度	経営健全化 基準
①病院事業会計 資金不足比率	— (45.3%の資金剰余)	— (54.6%の資金剰余)	— (52.6%の資金剰余)	20.0%の 資金不足
②水道事業会計 資金不足比率	— (60.8%の資金剰余)	— (75.5%の資金剰余)	— (73.5%の資金剰余)	20.0%の 資金不足
③公共下水道事業会計 資金不足比率	— (30.2%の資金剰余)	— (28.7%の資金剰余)	— (26.5%の資金剰余)	20.0%の 資金不足

注 各公営企業の資金不足比率は、それぞれ、資金不足がないため「—」と表示し、参考のため資金剰余の比率を( )内に表示している。

(2) 個別意見

① 病院事業会計資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

本年度の資金剰余額は58億131万円で、資金不足がないことから、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分	5 年 度	対前年度増減	4 年 度	3 年 度
資 金 不 足 比 率 (A-B+C)/D	— (45.3%の資金剰余)	—	— (54.6%の資金剰余)	— (52.6%の資金剰余)
資金剰余・不足(△)額 A-B+C	5,801,310	△1,451,040	7,252,350	6,445,780
流 動 資 産 A	8,700,421	△1,694,322	10,394,743	9,309,561
流 動 負 債 B	2,899,111	△243,282	3,142,393	2,863,781
解消可能資金不足額 C	—	—	—	—
事 業 規 模 D	12,799,329	△491,184	13,290,513	12,261,506

注1 流動資産A=流動資産-控除財源+貸倒引当金

2 流動負債B=流動負債-控除企業債等-控除引当金等

② 水道事業会計資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

本年度の資金剰余額は29億7,834万1千円で、資金不足がないことから、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分	5 年 度	対前年度増減	4 年 度	3 年 度
資 金 不 足 比 率 (A-B+C)/D	— (60.8%の資金剰余)	—	— (75.5%の資金剰余)	— (73.5%の資金剰余)
資金剰余・不足(△)額 A-B+C	2,978,341	△530,376	3,508,717	3,705,494
流 動 資 産 A	4,481,850	△284,106	4,765,956	5,007,078
流 動 負 債 B	1,503,509	246,270	1,257,239	1,301,584
解消可能資金不足額 C	—	—	—	—
事 業 規 模 D	4,896,078	249,907	4,646,171	5,041,852

注1 流動資産A=流動資産-控除財源+貸倒引当金

2 流動負債B=流動負債-控除企業債等-控除引当金等

③ 公共下水道事業会計資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

本年度の資金剰余額は22億5,752万6千円で、資金不足がないことから、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円)

区 分	5 年 度	対前年度増減	4 年 度	3 年 度
資 金 不 足 比 率 (A-B+C)/D	— (30.2%の資金剰余)	—	— (28.7%の資金剰余)	— (26.5%の資金剰余)
資金剰余・不足(△)額 A-B+C	2,257,526	100,641	2,156,885	2,010,645
流 動 資 産 A	3,763,193	788,799	2,974,394	2,775,718
流 動 負 債 B	1,505,667	688,158	817,509	765,073
解消可能資金不足額 C	—	—	—	—
事 業 規 模 D	7,486,037	△41,854	7,527,891	7,587,038

注1 流動資産A=流動資産－控除財源＋貸倒引当金

2 流動負債B=流動負債－控除企業債等－控除引当金等